

○経済産業省令第二十一号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十九条第一項及び第五十六条第一項の規定に基づき、電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年三月二十八日

経済産業大臣 甘利 明

電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第七十二条ただし書中「誘導電動機」の下に「、同期発電機、誘導発電機」を加え、「固形の」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。